#### 〔注〕平成9年12月から改正経過を注記した。

### 改正

昭和46年3月27日門真市規則第13号 昭和51年7月1日門真市規則第12号 昭和52年10月15日門真市規則第24号 昭和54年1月18日門真市規則第1号 昭和54年10月1日門真市規則第19号 昭和58年3月25日門真市規則第15号 昭和61年3月31日門真市規則第16号 昭和63年9月29日門真市規則第20号 平成元年9月29日門真市規則第24号 平成4年4月15日門真市規則第16号 平成5年10月28日門真市規則第29号 平成6年3月31日門真市規則第14号 平成7年2月23日門真市規則第2号 平成9年12月29日門真市規則第29号 平成12年3月29日門真市規則第3号 平成14年3月29日門真市規則第10号 平成15年10月1日門真市規則第28号 平成16年12月29日門真市規則第36号 平成17年4月1日門真市規則第32号 平成18年4月21日門真市規則第31号 平成18年9月29日門真市規則第50号 平成19年3月30日門真市規則第20号 平成20年3月31日門真市規則第13号 平成21年1月27日門真市規則第2号 平成21年3月31日門真市規則第10号 平成21年9月29日門真市規則第24号

平成22年3月1日門真市規則第4号 平成22年9月13日門真市規則第37号 平成23年3月31日門真市規則第28号 平成26年3月31日門真市規則第35号 平成26年3月31日門真市規則第41号 平成27年3月31日門真市規則第23号 平成29年3月28日門真市規則第15号 平成30年3月29日門真市規則第15号 平成31年4月1日門真市規則第10号

門真市財務及び健全な財政に関する規則

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 予算

第1節 予算の編成 (第4条―第8条)

第2節 予算の執行(第9条―第21条)

第3章 災害対策等への財源確保(第22条)

第4章 不健全な財政状況と財政健全化に必要な措置(第23条)

附則

### 第1章 総則

(この規則の目的)

**第1条** この規則は、法令に定めるもののほか、市の財務に関して必要な事項を定めるとともに、 条例の規定に基づく事項を定めることを目的とする。

(用語)

- **第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 法 地方自治法(昭和22年法律第67号)をいう。
  - (2) 施行令 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)をいう。
  - (3) 施行規則 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)をいう。
  - (4) 条例 門真市健全な財政に関する条例 (平成31年門真市条例第1号) をいう。
  - (5) 各課等の長
    - ア 門真市事務分掌条例施行規則(平成18年門真市規則第47号)第2条の表の課の欄に掲げる

課の長

- イ 門真市事業所の事務分掌等に関する規則(平成18年門真市規則第48号)別表第1に掲げる 事業所の長(門真市立保育所及び門真市立幼保連携型認定こども園の園長を除く。)
- ウ会計課長
- エ 門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則(平成18年門真市教育委員会規則第9号) 第2条の表の課の欄に掲げる課の長
- 才 門真市立図書館長
- カ 門真市選挙管理委員会事務局長(門真市選挙管理委員会事務局に次長が置かれた場合にあっては、次長)
- キ 門真市公平委員会事務局長(門真市公平委員会事務局に次長が置かれた場合にあっては、 次長)
- ク 門真市監査委員事務局長
- ケ 門真市農業委員会事務局長
- コ 門真市固定資産評価審査委員会事務局長(門真市固定資産評価審査委員会事務局に次長が 置かれた場合にあっては、次長)
- サ 門真市議会事務局規程(平成18年門真市議会規程第1号)第2条第1項第3号に掲げる課 長

(歳計現金の一時繰替使用)

- 第3条 一般会計、特別会計又は同一会計各年度所属の現金は、相互に一時繰り替えて使用することができる。この場合においては、市長が別に定めるものを除いて利子を付さなければならない。
- 2 前項の規定により繰り替えて使用した現金は、その所属年度の出納閉鎖期日までに繰戻しをしなければならない。

## 第2章 予算

第1節 予算の編成

(予算編成方針の決定及び通知)

- 第4条 市長は、毎年12月10日までに翌年度の予算の編成に必要な基本方針(以下「予算編成方針」 という。)を決定するものとする。
- 2 前項の予算編成方針の決定があつたときは、各課等の長のうち予算に関する事務を行うもの(以下「予算担当課長」という。)は、速やかにこれを各課等の長に通知しなければならない。

(予算見積書の提出)

- 第5条 各課等の長は、前条の通知に基づき、その所管に属する事務事業に係る翌年度の歳入歳出 の見積りについて、次の各号に掲げる書類を作成し、別に定める期日までに予算担当課長に提出 しなければならない。
  - (1) 歳入予算見積書
  - (2) 歳出予算見積書
  - (3) 経費内訳書
- 2 次の各号に掲げる行為をしようとするとき、又はしているときは、当該各号に定める書類を前項の書類と併せて提出しなければならない。
  - (1) 法第212条第1項の規定による継続費の設定 継続費見積書
  - (2) 法第213条の規定による繰越明許費の設定 繰越明許費見積書
  - (3) 法第214条の規定による債務負担行為の設定 債務負担行為見積書
  - (4) 法第230条第1項の規定による地方債の借入れ 地方債見積書

(予算の査定及び予算の作成)

- 第6条 予算担当課長は、前条の見積りに関する書類が提出されたときは、これを精査し、予算編成方針に基づき必要な調整を行い、これに意見を付して市長の査定を受けなければならない。
- 2 予算担当課長は、前項の規定により精査する場合において必要があるときは、関係者の説明を 求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 予算担当課長は、市長の査定が終了したときは、これに基づき次の各号に掲げる書類を作成し、 市長に提出しなければならない。
  - (1) 予算書
  - (2) 施行令第144条第1項各号に掲げる説明書

(予算の調製に係る資料等)

- 第6条の2 条例第6条第3項の規則で定める資料等は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 一般会計予算課長査定結果集計表
  - (2) 一般会計予算部長杳定結果集計表
  - (3) 一般会計予算市長査定結果集計表
  - (4) 一般会計歲入予算所属別款別集計表
  - (5) 一般会計歲出予算事業別集計表
  - (6) 事業提案一覧表
  - (7) 事業提案部長査定結果一覧表

- (8) 事業提案市長査定結果一覧表
- 2 条例第6条第3項の規則で定める文書は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 第5条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる書類
  - (2) 事業提案書

(予算の補正等)

- 第7条 第4条から第6条まで及び第6条の2第2項の規定は、法第218条第1項の規定により、補正予算を編成する場合に準ずる。この場合において、各課等の長は、第5条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる書類に代えて、次の各号に掲げる書類を作成し、予算担当課長に提出しなければならない。
  - (1) 歳入予算補正見積書
  - (2) 歳出予算補正見積書
  - (3) 補正予算経費内訳書
  - (4) 継続費補正見積書
  - (5) 繰越明許費補正見積書
  - (6) 債務負担行為補正見積書
  - (7) 地方債補正見積書
- 2 法第218条第2項の規定により暫定予算を編成する場合において必要な事項は、その都度市長が定める。

(歳入歳出予算の款項の区分)

第8条 歳入歳出予算の款項の区分は、毎年度歳入歳出予算の定めるところによる。

第2節 予算の執行

(歳入歳出予算に係る目節の区分)

- 第9条 歳入歳出予算に係る目及び歳入予算に係る節の区分は、毎年度施行令第144条第1項第1号 の規定により作成する歳入歳出予算事項別明細書の定めるところによる。
- 2 歳出予算に係る節の区分は、施行規則別記に規定する歳出予算に係る節の区分のとおりとする。 (予算の通知)
- 第10条 市長は、予算が成立したときは、直ちに予算及び歳入歳出予算の事項別明細を会計管理者 に通知するとともに、各課等の長に対し、その所管に属する事務事業に係る予算及び歳入歳出予 算の事項別明細を通知するものとする。

(予算執行計画等)

- 第11条 各課等の長は、前条の規定により通知された予算に基づき速やかにその所管に属する事務 事業に係る予算について、次の各号に掲げる書類を作成し、予算担当課長に提出しなければなら ない。
  - (1) 歳入予算執行計画書
  - (2) 歳出予算執行計画書
  - (3) 事業実施計画書
- 2 予算担当課長は前項の計画書の提出があつたときは、必要な調整を加えて予算執行計画書を作成し、市長の決定を受けなければならない。
- 3 前2項の規定は予算の補正があつた場合又は予算執行計画を変更する場合に準用する。
- 4 市長は、予算執行計画を決定したときは、これを会計管理者に通知するとともに、各課等の長に対しその所管に属する事務事業に係る予算執行計画を通知するものとする。予算執行計画を変更した場合も、また同様とする。

(歳出予算の配当)

- 第12条 予算担当課長は、前条の予算執行計画に基づき四半期ごとに、各課等の長に対し、その所管に属する事務事業に係る歳出予算の執行の範囲について配当を行いその旨を会計管理者に通知するとともに、予算配当簿を整理するものとする。
- 2 前項の配当は、予算配当書により毎四半期開始前少なくとも5日まで(第一、四半期にあつては、前条第4項の通知をするとき)にこれを行うものとする。ただし、これにより難いときは、必要に応じその都度配当を行うものとする。
- 3 予算配当は、原則として目において行うものであるが、次の各号に掲げる経費については、節 の細区分により配当を行うものとする。
  - (1) 旅費
  - (2) 需用費

(予算執行の制限)

- 第13条 各課等の長は、歳出予算について配当された予算の範囲を超えて支出してはならない。
- 2 歳出予算のうち財源の全部又は一部について国(府)補助金及び起債等の特定財源を伴うものにあつては、その財源の確保について適格な見通しが付くまでその執行をしてはならない。ただし、予算担当課長の同意があつたときは、この限りでない。

(収支計算書等の調整)

第14条 各課等の長は、その所管に属する事務事業に係る収入及び支出について毎四半期末現在の

収入計算書及び支出計算書を作成し、速やかに予算担当課長に提出しなければならない。

2 予算担当課長は、前項の計算書の提出があつたときは、これに基づき収入支出計算書を作成し 市長に提出しなければならない。

(経費の流用)

- 第15条 各課等の長は、配当を受けた予算の執行にあたり、法第220条第2項ただし書の規定により 各項の経費の金額を流用しようとするとき又は歳出予算事項別明細書に定めた目及び節の経費の 金額を流用しようとするときは、費目流用命令書により予算担当課長を経て市長の承認を受けな ければならない。
- 2 市長は、前項の経費の金額の流用を承認したときは、その旨を会計管理者に通知するものとする。
- 3 次の各号に掲げる経費の流用は、特に必要がある場合のほか、これをしてはならない。
  - (1) 人件費及び物件費に属する経費の相互間の流用
  - (2) 需用費のうち食糧費を増額するための流用
  - (3) 流用した経費を更に他の費目に流用すること。
  - (4) 旅費(費用弁償を除く。)を他の節へ又は他の節から流用すること。

(予備費の充当)

- 第16条 各課等の長は、予備費の充当を必要とするときは、予備費充当命令書により予算担当課長 を経て市長の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、予備費の充当を承認したときは、その旨を会計管理者に通知するものとする。 (弾力条項の適用)
- 第17条 各課等の長は、その所管に属する特別会計について法第218条第4項の規定(以下「弾力条項」という。)を適用しようとするときは、弾力条項適用命令書により予算担当課長を経て、市長の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、弾力条項の適用を承認したときは、その旨を会計管理者に通知するものとする。 (流用等に係る予算執行計画の変更又は通知)
- 第18条 第15条第1項、第16条第1項又は前条第1項の経費の流用予備費の充当、又は弾力条項の 適用についての承認は、当該流用充当又は適用に係る経費の範囲内において、第11条第3項にお いて準用する同条第2項の予算執行計画の変更についての市長の決定及び同条第4項後段の各課 等の長に対する予算執行計画の変更の通知並びに第12条第1項の歳出予算の配当とみなす。
- 2 第15条第2項、第16条第2項又は前条第2項の経費の流用、予備費の充当又は弾力条項の適用

についての通知は、第11条第4項後段の会計管理者に対する予算執行計画の変更の通知及び第12条第1項の会計管理者に対する配当の通知とみなす。

(継続費繰越計算書)

第19条 各課等の長は、継続費について、当該年度に支出を終わらなかつた経費を翌年度に繰り越 したときは、継続費繰越計算書を作成し翌年度の5月10日までに予算担当課長に提出しなければ ならない。

(継続費精算報告書)

第20条 各課等の長は、継続費に係る継続年度が終了したときは、継続費精算報告書を作成し終了 年度の翌年度3月31日までに予算担当課長に提出しなければならない。

(繰越明許費繰越計算書等)

- 第21条 各課等の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越して使用しようとする ときは、繰越明許費繰越計算書により予算担当課長を経て市長の承認を受けなければならない。
- 2 各課等の長は、前項の規定により市長の承認を受けたときは、速やかに当該計算書の写しを予 算担当課長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定は、法第220条第3項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を翌年度に繰り越 して使用する場合に準用する。
  - 第3章 災害対策等への財源確保

(財政調整基金として造成する額)

- 第22条 条例第11条第1項の規則で定める額は、当該年度の標準財政規模の額(地方財政法施行令 (昭和23年政令第267号)第13条第4号に定めるところにより算定した額をいう。以下同じ。)に 100分の15を乗じて得た額とする。
  - 第4章 不健全な財政状況と財政健全化に必要な措置

(健全化の条件)

- **第23条** 条例第16条の規則で定める健全化の条件は、当該年度において、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
  - (1) 財政調整基金の額が標準財政規模の額の100分の5未満となった場合
  - (2) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第2条第4号に規定する将来負担比率が100分の100以上となった場合
- 2 前項の規定は、当該年度において、災害その他特別の事情が発生した場合であって市長が認め たときは、当該年度及びその翌年度においては、適用しないものとする。

# 附則

この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年3月27日門真市規則第13号)

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年7月1日門真市規則第12号)

この規則は、昭和51年7月1日から施行する。

附 則(昭和52年10月15日門真市規則第24号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年10月1日から適用する。

附 則 (昭和54年1月18日門真市規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年1月1日から適用する。

**附 則**(昭和54年10月1日門真市規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年3月25日門真市規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年3月31日門真市規則第16号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年9月29日門真市規則第20号)

この規則は、昭和63年10月1日から施行する。

**附** 則(平成元年9月29日門真市規則第24号)

この規則は、平成元年10月1日から施行する。

附 則(平成4年4月15日門真市規則第16号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後のこの規則の第1条から第14条までに規定する各規則の規定は、平成4 年4月1日から適用する。

附 則 (平成5年10月28日門真市規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年3月31日門真市規則第14号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年2月23日門真市規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用期日)

2 この規則による改正後の第3条から第5条までに規定する各規則の規定は、平成6年10月10日 から適用する。

附 則 (平成9年12月29日門真市規則第29号)

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月29日門真市規則第3号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日門真市規則第10号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年10月1日門真市規則第28号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月29日門真市規則第36号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日門真市規則第32号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**(平成18年4月21日門真市規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年9月29日門真市規則第50号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日門真市規則第20号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日門真市規則第13号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附** 則 (平成21年1月27日門真市規則第2号)

この規則は、平成21年1月28日から施行する。

附 則(平成21年3月31日門真市規則第10号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**(平成21年9月29日門真市規則第24号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成22年3月1日門真市規則第4号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**附** 則 (平成22年9月13日門真市規則第37号)

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日門真市規則第28号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**(平成26年3月31日門真市規則第35号抄) (施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日門真市規則第41号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**(平成27年3月31日門真市規則第23号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**(平成29年3月28日門真市規則第15号抄) (施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日門真市規則第15号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日門真市規則第10号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。